

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年6月1日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600441号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1700030号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月20日の標準賞与額は10万円と記録されているところ、当該記録を取り消し、同社における同年12月15日の標準賞与額を24万2,000円に訂正することが必要である。

平成22年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成22年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月20日
② 平成22年12月15日

A社から、平成22年12月15日に賞与として26万5,000円が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、同年12月20日に標準賞与額として10万円が記録されている。

平成22年12月20日には賞与が支給されていないため、当該賞与に係る記録を取り消し、同年12月15日に賞与が支給された記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録において、請求者の標準賞与額は10万円と記録されているところ、請求者から提出された平成22年12月賞与支給明細書及び預金通帳(写)並びにA社の請求期間当時の代表取締役の陳述から、請求者は、当該期間において同社から賞与の支払を受けていないことが認められることから、請求者の同社における当該期間の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

請求期間②について、請求者から提出された上記平成22年12月賞与支給明細書及び預金通帳(写)並びに事業主の陳述により、請求者は、当該期間において賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②の標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②の標準賞与額については、上記平成22年12月賞与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、24万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600433号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1700031号

第1 結論

- 1 請求者のA社(B県C市)(現在は、D社)における平成15年4月11日の標準賞与額を1万円に訂正することが必要である。

平成15年4月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年4月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者のA社(B県C市)における平成15年4月11日の標準賞与額を12万9,000円に訂正することが必要である。

なお、平成15年4月11日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額1万円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社(E県F市G区)における平成16年10月12日の標準賞与額を15万3,000円に訂正することが必要である。

平成16年10月12日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年10月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年4月11日
② 平成16年10月12日

請求期間①については、A社(B県C市)において、賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録がない。

請求期間②については、A社(E県F市G区)において、賞与が支払われ、厚生年金保険料

が控除されていたが、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。

請求期間①及び②の賞与明細書（写）を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

また、請求期間①については、年金額に反映しなくても、事実即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された「平成 15 年春季賞与明細書」（写）により、請求者は、当該期間において、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、「平成 15 年春季賞与明細書」（写）において確認できる厚生年金保険料控除額から、1 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社は、平成 15 年 4 月 11 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求者から提出された「平成 15 年春季賞与明細書」（写）によると、請求者は、請求期間①に標準賞与額 12 万 9,000 円に相当する賞与の支払を事業主から受けていたことが確認できることから、請求者の A 社（B 県 C 市）における当該期間の標準賞与額を 12 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、平成 15 年 4 月 11 日の訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額 1 万円を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②について、請求者から提出された「秋季賞与明細書（支給日：平成 16 年 10 月 12 日）」（写）により、請求者は、当該期間において、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②の標準賞与額については、「秋季賞与明細書（支給日：平成16年10月12日）」（写）において確認できる厚生年金保険料控除額から、15万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年10月12日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、日本年金機構H年金事務所から提出された同年10月12日支払の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（写）によると、事業主は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成25年12月17日付けで、請求期間②に係る当該届を年金事務所に対して提出していることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600416号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1700029号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年10月6日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた平成15年10月6日の標準賞与額の記録がない。賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、請求期間における標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、預金通帳(写)を提出し、請求期間において、A社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと主張している。

しかしながら、請求者から提出された平成15年分の給与明細書(写)及び賞与明細書(写)における給与及び賞与の合計金額と「平成16年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書」(写)における給与収入欄の金額が一致していることが確認できる。

また、「支給日平成15年10月15日」と記載された賞与明細書を保管している同僚は、賞与が平成15年10月6日に前倒しで支給されたという記憶はない旨を陳述している上、他の同僚についても、金融機関から提出された当該同僚に係る普通・貯蓄預金補助元帳における同年10月の賞与に係る振込日は15日となっており、事業主が請求期間に賞与を支給していた事実を確認できない。

さらに、A社の元事業主は、請求者の請求期間に係る賃金台帳等の資料を保存していないため、請求者に対する当該期間に係る賞与の支払については不明である旨を回答しており、請求者も当該期間に係る賞与明細書を所持しておらず、請求者の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。